

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 72 号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市立大学」を「看護短期大学」に改め、同条第2項中「芸術大学にあつては事務局長、」を削り、「事務長」を「事務長」に改める。

第6条第3項第3号中「区民部長」を「地域力推進室長」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「保健所に」を「保健所支所に」に改める。

第20条第1項第2号中「及びC2」を「C2及びD1」に改め、同項第3号中「規定する」を「掲げる」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)